日時 2009年3月30日(月)14:00~15:00

場所 九段校舎 6F 施設部打合せスペース

出席 (法政大学) 杉山、吉川、内田、堀内 (㈱HU) 小林、苅米、佐久間 議題

### (1) 説明·報告事項

- ・第三回エネルギー・温暖化対策小委員会議事録の確認
- ・2008年度市ヶ谷地区定期環境監査の実施報告について(報告)
- ・2008年度年間総評について(報告)
- ①エネルギー使用量実績(2008年度4月分~2009年度2月分) 市ヶ谷キャンパス、多摩キャンパス
- ②省エネ NEWS の発行 (vol. 12)
- 省エネ法の改正について
  - ①2009年度大学全体の年間エネルギー使用量把握
  - ②エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任(2009年度)
  - ③エネルギー使用状況届出書(2010年)
- 東京都環境確保条例CO2削減義務制度について
- ①2010~2014年度(5年間平均)・・・CO2排出総量を8%削減
- ②2015~2019年度(5年間平均)・・・CO2排出総量を17%削減
- ③トップレベル事業所に認定申請(削減義務率が半減)

## (2) 審議事項

- ・2008年度市ヶ谷地区定期環境監査における指摘事項について
- ・エネルギー・温暖化対策小委員会委員の変更について 座長 杉山孝 (施設部環境施設課課長) →相良竜夫 (施設部環境施設課課長補佐) 委員 吉川慎一 (小金井事務部次長) →小須田博司 (小金井事務部総務課課長) 変更日 2009年4月1日~
- (3) その他

# 議事

(1) 省エネ法の改正について

学校法人全体での年間エネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500k1以上であるため、2010年度からエネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者を選任する義務が生じる。

人選について経済産業省に確認したところ、エネルギー管理統括者は統括本部長、エネルギー管理企 画推進者は環境施設課長が相当するとのことであった(エイチ・ユー社員を選任することは不相当)。こ れを受けて、2009年5月頃には環境センターと調整の上、担当者を決定したい。

(2) エネルギー使用量実績について

建物毎の年間に消費するエネルギー(電気・ガス・重油等)を床面積 $1\,\mathrm{m}^2$ あたりで示した値として、エネルギー消費原単位(単位:原油換算 $\,\mathrm{k}\,\mathrm{L}/\mathrm{m}^2$ または熱量換算 $\,\mathrm{M}\,\mathrm{J}/\mathrm{m}^2$ )がある。今後、学校法人全体の年間エネルギー使用量を把握・分析するにあたり、建物毎のエネルギー使用量の評価に役立つため、エネルギー使用量一覧表に追記することになった。

(3) 2008年度の市ヶ谷地区定期環境監査における指摘事項について

監査報告書においていわゆる冷暖房の設定温度(夏季:28℃、冬季:20℃)、特に暖房設定温度について、被監査部局から強い関心や抗議が寄せられたため、環境管理委員会及び環境保全委員会で一定の公式見解を明らかにすべきとの指摘があった。

環境センターからの依頼を受けて当委員会にて討議した結果、以下の見解となった。

・設定温度の定義について

環境省等の定義では「室温」であり、本学でも室温(夏季28℃、冬季20℃)を目安とする。

・設定温度と室温について

天井の高い大教室・階段教室や窓際の席では、同じ部屋内でも場所によって室温が異なる場合が出てくる。また、空調の温度センサーは必ずしも人のいる高さ・場所に設置されていない場合が多い。

そのため、空調の設定温度を20℃にしても、同じ部屋の中でも温度差が生じることは起こり得る。 一方で、国全体での取り組みに対して、法政大学独自の設定温度を決定することは回避したい(歯 止めが効かなくなる恐れがある)。

### ・実際の運用について

法人部門及び事務室については、エコ・マネージャーを中心に、先ずは従来通りクールビズ、ウォームビズに積極的に取り組んでいただくことする。しかし、どうしても設定温度に耐えられない場合は、近くに温度計を設置して客観的に室温を把握する。その上で設定温度を調節することが望まれる。 教学部門についても、設定温度を順守することが原則となるが、学生・院生へ著しい不利益とならないように状況に応じて、臨機応変に設定温度を調節することが望ましい。

・BT棟の暖房空調について

空調設定を「自動」から「暖房」へ変更することにより 20 C以下にはならなくなる。「自動」設定のままだと室温が 20 C以上になった場合に、冷風を送風して室温を 20 Cにしようとする。

#### (3) その他

・2009年度の活動について

上半期の重要な活動は、東京都環境確保条例におけるトップレベル事業所になるべく申請し、認定を受けることである。そのため、環境センター、(株)エイチ・ユー、ESCO事業者である日本ファシリティソリューションズ(株)と連携を密にして、対応してゆくことになる。

また下半期は、省エネ改正法、都環境確保条例を視野に入れた活動が必要となってくる。

以上